

# 御前崎市 結婚新生活支援補助金

結婚に伴いアパートなど市内の新たな住居へお住まいになるご夫婦の新生活を応援します。



御前崎市マスコットキャラクター  
なみまる・ふうちゃん

## ■ 対象世帯

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦。

## ■ 条 件

- ・ 申請日における夫婦の年間所得の合計が**500万円未満**であること。  
※同年中に貸与型奨学金の返済を行っている場合、世帯の所得から年間返済額を控除。
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**であること。
- ・ 夫婦のいずれかが契約した住宅の購入、賃貸、リフォームなどの費用であること。
- ・ 対象となる住居が御前崎市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住宅にあること。
- ・ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ・ 静岡県又は御前崎市が開催する結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する家事育児参画促進講座等を受講していること。

## ■ 補助金額

令和6年4月1日から申請の月の末日までの間に結婚に伴い要した住居費、住宅リフォーム費及び引越費用の合計額を対象に、夫婦のうち年齢が高い方の婚姻日における**年齢が29歳以下の世帯は60万円、39歳以下の世帯は30万円**を上限として補助。

住 居 費…結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。

住宅リフォーム費…結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用（住宅の機能維持又は向上のために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）

ただし、倉庫又は車庫に係る費用、外構工事費用及び家電購入又は設置費用を除く。

引 越 費 用…引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。（レンタカー代や謝礼等は対象外）

## ■ 申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、令和7年3月31日までに御前崎市役所の企画政策課へ提出してください。

なお、申請にあたっては**必ず事前**にご相談ください。

## ■ お問い合わせ先

御前崎市役所2階 企画政策課

電話：0537-85-1161



御前崎市シティプロモーション  
ブランドロゴ

